

第 160 回通常総会議事録

青森県国民健康保険団体連合会

第 160 回通常総会議事録

1. 日 時 令和8年3月17日(火) 13時8分～13時48分

2. 場 所 青森県共同ビル 1階「大会議室」

3. 出席会員 28名

(1) 本人出席 22名

黒石市	むつ市	つがる市	平内町
外ヶ浜町	今別町	蓬田村	深浦町
西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村
板柳町	中泊町	七戸町	六戸町
横浜町	風間浦村	佐井村	五戸町
田子町	新郷村		

(2) 代理出席(委任状提出) 6名

青森県	青森市	鱒ヶ沢町	鶴田町
南部町	医師国保組合		

4. 欠席会員 14名

弘前市	八戸市	五所川原市	十和田市
三沢市	平川市	野辺地町	東北町
おいらせ町	六ヶ所村	大間町	東通村
三戸町	階上町		

5. 出席常勤役員 常務理事 舛 甚 悟

6. 事務局 長内事務局長外 13名

7. 提出議案

- (1) 議案第1号 令和7年度青森県国民健康保険団体連合会
診療報酬審査支払特別会計補正予算(案)の件
- (2) 議案第2号 令和7年度青森県国民健康保険団体連合会
介護保険事業関係業務特別会計補正予算(案)の件
- (3) 議案第3号 令和7年度青森県国民健康保険団体連合会
障害者総合支援法関係業務等特別会計補正予算(案)の件
- (4) 議案第4号 令和7年度青森県国民健康保険団体連合会
後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算(案)の件

- (5) 議案第5号 令和7年度青森県国民健康保険団体連合会
特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計
補正予算(案)の件
- (6) 議案第6号 令和8年度青森県国民健康保険団体連合会
事業計画(案)の件
- (7) 議案第7号 令和8年度青森県国民健康保険団体連合会
一般会計予算(案)の件
- (8) 議案第8号 令和8年度青森県国民健康保険団体連合会
診療報酬審査支払特別会計予算(案)の件
- (9) 議案第9号 令和8年度青森県国民健康保険団体連合会
職員退職手当特別会計予算(案)の件
- (10) 議案第10号 令和8年度青森県国民健康保険団体連合会
第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計
予算(案)の件
- (11) 議案第11号 令和8年度青森県国民健康保険団体連合会
レセプト電算処理システム準備積立金特別会計
予算(案)の件
- (12) 議案第12号 令和8年度青森県国民健康保険団体連合会
介護保険事業関係業務特別会計予算(案)の件
- (13) 議案第13号 令和8年度青森県国民健康保険団体連合会
障害者総合支援法関係業務等特別会計予算(案)の件
- (14) 議案第14号 令和8年度青森県国民健康保険団体連合会
医師確保対策事業特別会計予算(案)の件
- (15) 議案第15号 令和8年度青森県国民健康保険団体連合会
後期高齢者医療事業関係業務特別会計予算(案)の件
- (16) 議案第16号 令和8年度青森県国民健康保険団体連合会
特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計
予算(案)の件
- (17) 議案第17号 青森県国民健康保険団体連合会
医師修学資金支援事業規程等の一部を改正する
規程(案)の件
- (18) 議案第18号 青森県国民健康保険団体連合会
特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規則の
一部を改正する規則(案)の件
- (19) 議案第19号 理事の補充選任(案)の件

三和総務課長補佐	第160回通常総会の開会を告げた。(とき：13時8分)
山本理事長	主催者挨拶。(要旨別紙)
長内事務局長	議長の選出について、慣例に従い事務局から指名することに異議がないかを諮ったところ全員異議なく、大鰐町長 山田 年伸氏を選任した。
議	長 就任挨拶後、会員総数42名のうち、本日の出席者は28名で過半数に達したので、本総会は成立する旨を宣した。
議	長 議事録署名者は慣例に従い、議長から指名することの了承を得て、田舎館村長 品川 新一氏、佐井村長 太田 直樹氏の両名を指名し、会議日程を本日一日とすることにそれぞれ決定した。
議	長 議案審議に入る旨を告げ、各議案とも要点のみの説明にとどめるよう事務局に対し指示した。
議	長 本総会の提出議案である議決事項19件を一括上程し、これを適宜分割のうえ審議することの了承を得て、議案第1号令和7年度診療報酬審査支払特別会計補正予算の件から第5号令和7年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計補正予算の件までの計5件について、事務局の説明を求めた。
長内事務局長	<p>議案書の1頁をお開き願いたい。</p> <p>今回の補正予算5件は、いずれも歳出の不用額と歳入の増加額を財源に所要の積立金を積み増しするものである。</p> <p>議案第1号は、診療報酬審査支払特別会計の補正予算である。</p> <p>提案理由は、国保総合システムの開発負担金に充てるためICT積立資産を積み増しするもので、補正の内容は3頁の事項別明細書をご覧願いたい。</p> <p>右側の説明欄のとおり、公課費1,313万3千円と国保中央会負担金1,009万8千円を減額し、これらを財源としてICT積立資産に2,323万1千円を追加する。</p>

続いて5頁である。

議案第2号は、介護保険関係特別会計の補正予算である。

提案理由は、介護保険審査支払システムの開発負担金に充てるための積立金の積み増しである。

補正内容は7頁である。

歳入・手数料に50万円を追加し、歳出・公課費276万1千円を減額して、これらを財源として積立金に326万1千円を追加する。

続いて9頁である。

議案第3号は、障害者総合支援関係特別会計の補正予算である。

提案理由は、障害者総合支援審査支払システムの最適化に充てるための積立金の積み増しである。

11頁をお開き願いたい。

歳入に前年度繰越金として149万9千円を追加し、歳出・公課費を91万3千円減額して、これらを財源として積立金に241万2千円を追加する。

続いて13頁をお開き願いたい。

議案第4号は、後期高齢者医療関係特別会計の補正予算である。

提案理由の(1)は事業運営上の不測の事態に備えるための財政調整基金を、(2)は国保総合システム開発負担金に充てるための積立金をそれぞれ積み増しするものである。

15頁をお開き願いたい。

歳出・公課費を1,268万9千円減額し、財政調整基金積立資産に同額を追加する。

また、国保中央会負担金を1,314万円減額し、ICT積立資産に同額を追加する。

続いて、17頁である。

議案第5号は、特定健診関係の特別会計の補正予算である。

提案理由は、特定健診等データ管理システムの更改経費に充てるための積立金の積み増しである。

19 頁をご覧願いたい。

歳入は国保分と後期分の手数料をそれぞれ 100 万円、前年度繰越金を 150 万 7 千円追加し、歳出・公課費を 56 万 7 千円減額して、これらを財源として積立金に 407 万 4 千円を追加する。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第 1 号から第 5 号までの計 5 件の議案は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、議案第 6 号令和 8 年度事業計画の件について、事務局の説明を求めた。

小田切事務局次長 事務局次長の小田切から説明したい。

資料No.1 令和 8 年度事業計画説明資料をご準備願いたい。

令和 8 年度の事業計画については議案書に記載しているが、本日は見え消し版を使用して 7 年度との変更点を中心に説明したい。

1 頁をお開き願いたい。

まず、第 1 基本方針の部分であるが、2 行目の後半部分からである。国保制度の構造的な課題と近年の状況を整理し、記載を改めている。

3 段落目「このうち」の段落とその下「一方」の段落には 8 年度の政府予算の内容に記載を改めた。

2 頁をご覧願いたい。

2 頁の本文の部分では状況の変化に応じた修正をしており、その下の重点事項の部分であるが、7 年度と同様の 13 項目を掲げている。

おめくりいただき 3 頁をご覧願いたい。

第 2 実施事業の 1 の国保関連制度の改善対策であるが、2 段落目「また」の段落の 2 行目「全国医療情報プラットフォーム」の記載を整理した。

具体的事項の(13)であるが、これまでの国保総合システムの更改・運用経費に加え、国が強く求めている標準準拠システムの導入やデータ移行に係る経費についても十分な財政措置を求めたいという主旨で追記している。

次に、2の診療報酬審査支払業務の推進であるが、4頁をご覧いただきたい。

具体的事項の(9)であるが、都道府県を跨いだ地方単独医療費等助成の現物給付化について、各自治体が対象公費開始時期等を関係機関と調整後、実施可能とされていることから、その審査支払業務にも対応していく旨追記している。

3の国保共同処理業務の推進であるが、一番下の「なお」の段落は第三者行為求償事務の県への委託について、昨年度、新規事項として記載したものであるため削除している。

5頁をご覧いただきたい。

4の各業務処理システムの管理・運用の2行目である。

令和8年度は、2年に1度の診療報酬改定と介護報酬と障害報酬の臨時改定が行われ、それらに伴うシステム改修が予定されているため追記している。

また、具体的事項の各システムの更改が予定どおり年度内に終了する見込みであるため、括弧書きで記載している更改年月を削除している。

6頁をご覧いただきたい。

5の後期高齢者医療制度関連業務の推進については、電算処理システムの端末更改が予定されているため、本文と具体的事項の(7)に追記している。

6の保健、医療、福祉対策の推進であるが、5行目の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の記載を整理している。

7頁をご覧いただきたい。

7の特定健診・特定保健指導関連業務の推進であるが、それぞれの実施率を令和6年度の実績に修正している。

一番下の8の医師確保対策事業の推進に変更点はない。

8頁をご覧願いたい。

9の介護保険関連業務の推進であるが、3段落目「併せて」の段落である。

全国医療情報プラットフォームの構築に向けた介護情報基盤への給付情報等のデータ連携が4月から開始されるためその旨修正し、具体的事項の(10)にも同様に追加している。

10の障害者総合支援給付関連業務の推進と、9頁の11介護保険業務ネットワーク、12出産育児一時金の関係は修正していない。

13の国の保健医療対策への協力については、2段落目の「また」の段落で、国の総合経済対策の一環として8年度も実施する介護職員等の賃上げや職場環境の改善に関する業務の名称を改めている。

その下の「併せて」の段落では、定期予防接種等費用の請求支払業務が本県では9年度から開始予定となるため記載を改めるとともに、地方単独事業に係るオンライン資格確認と現物給付化に向けた取り組みへの協力として実施したマスタの構築が終了したので削除している。

10頁をご覧願いたい。

具体的事項の(2)と(3)は、只今の説明を踏まえた修正である。

14の一般事項は重点事項の方針に沿って実施する会議や研修会などで、11頁の(2)保健活動の⑨は保健協力員等の活動実態調査が終了したため削除している。

事業計画の説明は以上であるが、引き続き関連資料について説明したい。

13頁をお開き願いたい。

横置きの資料である。

13 頁は、国保分と後期高齢者分の診療報酬審査支払業務の推進についてである。

水色の棒グラフの国保分の支払額は、加入者数の減少等を考慮し、右端の7年度決算見込では前年度比2億円減の922億円と見込んでいる。

一方、ピンク色の後期分の支払額は、80億円増の1,766億円となる見込みである。

下の表は加入者数の推移であるが、青字の国保は被用者保険の適用拡大の影響もあって減少している。

7年度分については、昨年11月末時点の数値であるため、年度末までには更に減少する見込みである。

赤字の後期分はコンスタントに増加しているため、その分支払額の増加にも影響していると思われる。

診療報酬の審査業務については、審査委員の先生方と連携し適正な審査に努めて参りたい。

14 頁をご覧願いたい。

国保共同処理業務の推進についてである。

市町村国保事務の広域化・効率化等に向けた本会の主な取り組みをまとめたもので、この中には保険者努力支援制度の評価指標に設定されている事業もあるため、市町村が確実に評価点数を獲得できるよう支援して参りたい。

基本的には例年どおりの取り組みを予定しているが、①保険者事務の共同実施の10番目結核・精神に係る医療費の特別調整交付金の申請支援については、県に設置のワーキンググループで協議の結果、8年度からは国保事業費納付金の算定の仕組みに反映させ、県主体の事業として実施することとなったが、引き続き支援していくこととしている。

15 頁をご覧願いたい。

続いて、特定健診・特定保健指導関連業務の推進についてである。

まず、(1)は令和6年度分の特定健診実施率の速報値が昨年11月に
まとめ、右上の表に記載のとおり6年度の県平均は38.4%で、前年度
に比べ0.6ポイント増となった。

下の16頁には、特定健診実施率を年代別にグラフ化し掲載している。

右上の表は県平均を記載しているが、赤枠で囲っている40代、50代
の働き盛り世代の実施率が従来から低い状況で、これは全国的な傾向で
ある。

増減の欄をご覧くださいと、どの年代においても前年度より上昇して
いるが、引き続き働き盛り世代へのアプローチについてもよろしくお願
いしたい。

17頁をご覧ください。

介護保険関連業務の推進についてである。

制度がスタートした平成12年度は、年間の支払額が520億円であっ
たが、26年目の令和7年度決算見込みでは約2.8倍の1,445億円となる
見込みである。

下の表は、65歳以上の第1号被保険者数の推移である。

※印3のとおり4年度以降年々減少しているが、これは65歳以上の
死亡数が65歳到達者を上回ったことが要因と思われる。

介護保険においても、インセンティブ制度で市町村が評価点数を獲得
し、本県に多くの交付金が配分されるよう介護給付適正化事業への支援
にも努めて参りたい。

最後に、18頁をご覧ください。

障害者総合支援給付関連業務の推進についてである。

オレンジ色の障害者分、薄紫色の18歳未満の障害児分どちらも増加
傾向にあるため、引き続き審査支払業務の円滑な運営に努めて参りた
い。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第6号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、議案第7号令和8年度一般会計予算の件から第16号令和8年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算の件までの計10件について、事務局の説明を求めた。

長 内 事 務 局 長 予算案については議案書では130頁にも及ぶことから説明資料を準備したため、本日配付の資料No.2をご用意したい。

表紙をおめくりいただき8年度予算総括表である。

はじめに、この資料の構成である。

左から議案番号、会計区分、8年度予算額、7年度予算額、対前年度比、増減の主な要因を歳入と歳出に分けて、そして一番右端の欄は8年度負担金と手数料単価を整理している。

なお、この単価については、全て据え置きで予算編成している。

また、赤や水色など色文字の部分は各会計で共通したものである。

会計毎に前年度との比較を中心に説明したい。

議案第7号一般会計の予算額は1億3,100万円で、前年度に比べ10万円の減である。

増減の主な要因は、歳入1つ目の負担金、3つ目の繰越金の減は被保険者数の減少に伴うもので、2つ目の繰入金の増は事業運営積立金を繰入れし、点線で結んでいる歳出・総務費の基幹系庁内LAN更改作業経費に充てるもので、歳入・歳出見合いのものである。

4つ目の受託事業収入の増は、診療報酬改定年度のため斡旋図書が増えることや、結核・精神に係る医療費の特別調整交付金申請支援業務の委託元が市町村から県に変更となることに伴い、手数料を財源とする審査会計から一般会計に移行するものである。

次の県支出金の増は、県から受託予定の介護・福祉分野の職員の賃金職場環境改善支援事業にかかるものである。

歳出では歳入と見合いのもののほか、4つ目の予備費の7年度は6年度の決算剰余を追加補正したことにより大きく減となっている。

続いて、議案第8号診療報酬審査支払特別会計は国保の医療費を経理しているものである。

運営費を経理する業務勘定は7億5,400万円で、前年度比1億3,100万円の減である。

歳入1つ目の手数料は、国保加入者の減少に伴うレセプト件数の大幅な減を見込んでいる。

2つ目の受託事業収入の減は、一般会計で触れた会計区分の変更によるもので、3つ目の繰入金の減は減価償却積立金からの繰入れの終了によるものである。

歳出の総務費は、1つ目の人件費組替、4つ目の国保総合システム保険者端末の更改終了などにより減となっている。

また、2つ目の国保と後期の業務按分率の見直しによるシステム委託料の減であるが、例年、レセプト取扱件数で算出しているもので、この審査会計では減となり、後程説明する後期会計では増となっている。

その下の3つの支払勘定は、医療費を保険者から受け入れ、医療機関へそのまま支払う通過勘定である。

1つ目の国保医療費は、被保険者数の減を見込んでいるものの診療報酬改定に伴う増の見込み幅の方が大きく、大幅な増としている。

その下の公費負担医療、出産育児一時金も報酬改定や予算執行状況を考慮して、いずれも支払額に不足をきたさないように見込んだものである。

議案第9号職員退職手当特別会計は退職手当積立金を管理しているもので、8年度の合計額は4,700万円程となる見込みである。

議案第10号第三者行為損害賠償求償事務の特別会計は、交通事故などでかかった医療費を市町村に代わって損保会社や加害者から求償し、

当該市町村に送金している会計である。

ここ数年間の執行状況から、前年度同額の2億7,000万円の取扱いを見込んでいる。

議案第11号レセプト電算処理システム積立金の特別会計は、市町村が国に納付する診療報酬改定に係るシステム改修費について、国保のレセプト1件当たり68銭の手数料を経理するもので、レセプト件数が減少するとの見込みから減としている。

議案第12号介護保険関係の特別会計である。

業務勘定は2億1,500万円で、前年度比約1,000万円の減である。

歳入の1つ目の手数料は、レセプト件数の増を見込んでいる。

その下の電子証明書発行件数とケアプランデータ連携システムのライセンス料はともに増となっているが、これは歳出と見合いである。

歳出の1つ目の総務費の減は、審査支払システムの更改終了などによるもので、2つ目の国保中央会負担金の減は各システム運用負担金の減によるものである。

支払勘定の介護給付費は、予算の執行状況、給付費の伸び、臨時の報酬改定を勘案し増としており、公費負担医療費分も若干の増を見込んでいる。

議案第13号は障害者総合支援法関係の特別会計である。

業務勘定は6,200万円で、前年度比60万円程の増であるが、歳入・手数料の増が主な要因である。

支払勘定は障害介護給付費、障害児の給付費がともに毎年伸びていることに加え、臨時の報酬改定も考慮し不足をきたさないよう必要額を措置している。

議案第14号医師確保対策事業特別会計は、卒業後、本県での勤務を約束する弘前大学医学生への奨学金を経理しているもので1億8,200万円、前年度比1,900万円減となっており、貸付金返還金の減が主な要因

となっている。

2頁をご覧願いたい。

議案第15号後期高齢者医療関係の特別会計の業務勘定は8億8,600万円で、前年度比3,800万円の減である。

歳入1つ目の手数料の増は、後期高齢者の増加に伴うレセプト件数の増を見込んだことによるもので、2つ目の広域連合受入金の増は、KDBシステムにかかる後期広域連合の負担分で、そのまま国保中央会に支払うものである。

歳出・総務費の増は人件費組替のほか、先ほど診療報酬審査会計で説明した業務按分率の見直しによるシステム委託料となっている。

次の国保中央会負担金の1つ目の審査支払システム運用負担金の増は、国保中央会において国保と後期の負担割合を見直したことによるものである。

支払勘定の後期高齢者の医療費、公費負担医療費ともに診療報酬改定を考慮し、それぞれ増としている。

議案第16号は特定健診関係の特別会計である。

業務勘定は3,400万円で、前年度比3,000万円の減である。

歳入1つ目の手数料は、後期分の件数は増で見込んでいるものの、国保分の件数の減の見込み幅の方が大きく、トータルではマイナスとなっている。

2つ目の繰入金の減のうちシステム更改終了分については、国保中央会負担金と見合いである。

歳出の総務費はシステム更改終了などにより大きく減となっている。

支払勘定は、特定健診の費用が国保加入者の減少を考慮して減額とし、後期高齢者の健診費用は前年度同額と見込んでいる。

合計欄をご覧願いたい。

会の運営経費を賄っている一般会計と各業務勘定の合計額は、前年度

比2億1,000万円減の20億8,400万円、そして医療費等を通過経理する各支払勘定の合計額は前年度比299億円増の5,500億4,300万円となっている。

それぞれの増減の主な理由は、各会計に共通するものを記載している。

8年度予算額の総合計は5,526億3,100万円で、前年度比296億8,900万円の増となる。

3頁には会計種別毎のまとめを、4頁以降は各会計の予算積算の詳細を載せているため参考に願いたい。

最後に、11頁をご覧願いたい。

左側の表が各会計の積立金予定額の一覧である。

8番の合計であるが、8年度末の総保有予定額は前年度比9,800万円増の8億3,200万円となる見込みである。

これは、本会の全てのシステムが順次更改されるための積み増しであり、事業運営積立金と退職手当積立金以外は今後のシステム更改経費に充当するものである。

長くなっただが、説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第7号から第16号までの計10件の議案は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、議案第17号医師修学資金支援事業規程等の一部を改正する規程の件、同じく第18号特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規則の一部を改正する規則の件の2件について、事務局の説明を求めた。

小田切事務局次長 議案書の165頁をお開き願いたい。

議案第17号は本会医師修学資金支援事業規程等の一部を改正する規程の件であり、県の指示により関連する2つの規程等を改正するものである。

提案理由であるが、医師修学資金支援事業規程では3点ある。

1点目は、臨床研修プログラムに係る学士編入学者の研修先医療機関について、これまでは「弘前大学医学部附属病院のみ」とされていたが、その制限が撤廃されたため文言を削除するものである。

2点目であるが、指定医療機関での勤務期間から控除される休職又は停職期間について、月途中で休職又は停職を開始した場合、これまでは勤務実態があるにも拘わらずその月全体を控除していることから、被支援者に不利益が生じないようにその開始月を、「開始日の属する月」から「開始日の属する月の翌月」に改めるものである。

3点目は文言整理である。

次に、細則の改正は文言整理が3点あり、167頁から176頁にかけてそれぞれの新旧条文対照表を載せている。

177頁をお開き願いたい。

議案第18号は、本会特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規則の一部を改正する規則の件である。

提案理由であるが、本年4月1日から指定金融機関において現在使用している特定健診等費用及び手数料の払込請求書が使用不可となることから、この規則に規定している払込請求書関連様式を削除するものである。

179頁から188頁にかけて新旧条文対照表を載せている。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第17号及び第18号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、議案第19号理事の補充選任の件について、事務局の説明を求めた。

長 内 事 務 局 長 議案の189頁をお開き願いたい。

議案第19号は、理事の補充選任の件である。

本会の理事については現在3名の欠員が生じているが、そのうち昨年11月30日までに退任された県市長会推薦理事1名と県町村会推薦理事1名について、先般、各団体から推薦があった。

県市長会から平川市長・工藤貴弘さん、県町村会から蓬田村長・八戸慎幸さんのお二方を推薦いただいたため、本会役員の選任方法等に関する規則に基づき選任いただきたいという主旨である。

なお、任期は選任の日から現役員の任期満了日である令和9年7月11日までとなる。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第19号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 全議案の議了を宣した。(とき：13時47分)

葛西副理事長 閉会挨拶(とき：13時48分)

上記第160回通常総会の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月30日

議長

山田年伸

令和8年4月6日

議事録署名者

田川新一

令和8年4月7日

同上

太田直樹

国保連合会第160回通常総会 理事長 挨拶文

とき 令和8年3月17日（木）午後1時15分

ところ 青森県共同ビル 1階 「大会議室」

第160回通常総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方には、年度末を控え、大変ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、ご案内のとおり、来年度の事業計画と予算等について、ご審議いただくための機関会議であります。各議案につきましては、後程、事務局から説明することとしておりますが、私から2点、ご報告申し上げます。

第1点目は、本会の会務運営についてでございます。本会の主要業務であります、医療・介護・障害に係る、審査支払業務については、国が強力に進める、「審査支払機能改革」と、「デジタル化」の方針に沿って、適正運営に努めるとともに、令和8年度は、診療報酬改定に加え、介護と障害報酬の臨時改定が予定されておりますことから、これに伴うシステム改修についても、しっかりと対応して参ります。

また、市町村の重要な財源となっております、国保や

介護保険の、「インセンティブ交付金」の評価に直結する、各種共同処理業務、健康づくり事業や、介護予防事業への支援と併せて、特定健診の実施率向上に向けた「未受診者対策」に、引き続き取り組むこととしております。

更に、保険料水準の完全統一に向けて、県に設置のワーカーキンググループにおいては、市町村事務の標準化・広域化について検討されておりますので、新たな共同事業の実施なども視野に入れ、市町村の事務負担軽減に努めて参ります。

次に、第2点目は、予算関係でございます。

国保加入者の減少傾向は続いており、8年度においても手数料収入の落ち込みを見込んでおりますが、効率的な事業運営と、経費削減に努め、一般負担金及び、各審査支払手数料とも、据え置き形で、ご提案させていただきます。

本会といたしましては、市町村の共同体として、来年度も諸事業に積極的に取り組み、市町村支援に努めて参りますので、慎重審議のうえ、しかるべきご承認、ご決定を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。